

燕・弥彦総合事務組合職員の給与支給条例の一部改正について

燕・弥彦総合事務組合職員の給与支給条例(平成9年新潟県西部広域消防事務組合条例第16号)の一部を次のように改正するものとする。

令和 2 年 1 1 月 2 4 日 提 出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力

記

燕・弥彦総合事務組合職員の給与支給条例の一部を改正する条例

第1条 燕・弥彦総合事務組合職員の給与支給条例(平成9年新潟県西部広域消防事務組合条例第16号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

第2条 燕・弥彦総合事務組合職員の給与支給条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

別表第3中イ 消防職員給料表3級の項及び4級の項を次のように改める。

3級	1 消防士長の職務 2 比較的高度な知識経験を必要とする業務を行う消防副士長の職務	1 推進員の職務 2 困難な業務又は高度な知識経験を必要とする業務を行う主事の職務
4級	1 消防司令の職務 2 消防司令補の職務 3 困難な業務又は高度な知識経験を必要とする業務を行う消防士長の職務	1 課長補佐の職務 2 副署長若しくは所長の職務 3 副参事の職務 4 係長の職務 5 主任推進員の職務 6 困難な業務又は相当高度な知識経験を必要とする業務を行う主任の職務

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。